

平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金

【対象製品の公募要領】

○2016年3月7日（月）HP公開以降の更新履歴

更新月日	更新ページ	項目	更新内容	
			変更前	変更後
2016/3/9	3 P	1 -2 事業内容 <u>(2) 補助対象となる製品</u> の要件	外部審査委員会が予め承認した以下の基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。 又、リース製品についても補助対象として認める。ただし、部分のリース利用は不可とする。	外部審査委員会が予め承認した以下の基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。 →リースに関する文章を削除
	11 P	1 -2 対象製品の要件 <u>(4) 蓄電システムの要件④</u> の要件	登録するパッケージ型番の出荷証明書の発行ができない場合、本事業の対象外となる場合がある。	登録するパッケージ型番の 保証書等 の発行ができない場合、本事業の対象外となる場合がある。 →保証書等に訂正
2016/3/10	22 P	2 -2 対象製品の登録について (新規登録の場合) <u>(4) 提出書類 No. 17の書類名</u>	「3. 企業情報」、「5. 対象製品申請リスト」、「6. 施工業者登録リスト」、「9. OEM等企業情報」、「11. 保証書等の雛型」、「12. 銘板サンプル」を作成したデータをコピーしたCD-ROM	「3. 企業情報」、「5. 対象製品申請リスト」、「6. 施工業者登録リスト」、「 7. システム概要 」、「9. OEM等企業情報」、「11. 保証書等の雛型」、「12. 銘板サンプル」を作成したデータをコピーしたCD-ROM →「7. システム概要」を追記